

令和2年度税制改正大綱が決定しました。

新年あけましておめでとうございます。令和2年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

令和2年度税制改正のポイント

《個人所得課税》

① NISA制度の見直し・延長

- ・つみたてNISAを5年延長する。
- ・一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で5年延長する。

② 低未利用地の活用促進

保有期間が5年を超え、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。

③ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用する。

《法人課税》

① 5G導入促進税制

超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除(15%)又は特別償却(30%)ができる措置を創設する。

② 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。(グループ通算制度への移行)

③ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の見直し

企業版ふるさと納税について、手続きの抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる。

《消費税》

法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。